

## 「『食』に関する将来ビジョン」の加速化について

### 1. 背景

（1）「『食』に関する将来ビジョン」（以下「食ビジョン」という。）は、平成22年に新成長戦略に基づき、「食」が将来にわたって国民の希望であり続けるよう、「食」を十分に活用した国民社会の将来像を明らかにする観点から、各府省の大臣政務官が本部員となって、有識者委員と共に議論し、10のプロジェクトを定めたものである。

（2）食ビジョン策定後1年半を経過し、政府全体の新成長戦略のフォローアップに合わせて、関係府省の協力を得て、食ビジョンの実施状況を検証した。検証の結果、いずれのプロジェクトにおいても、各府省による連携施策等の取組は着実に実施されていると認められた。

（3）他方、この間、農林水産業をめぐる環境は、所得の減少、高齢化の進展や農山漁村における活力の低下などの傾向が続いている。さらに、平成23年3月に東日本大震災が発生し、被災地の農林水産業の復興や原発事故への対応といった課題が新たに生じた。我が国の食と農林漁業の再生は、従前にも増して待ったなしの課題である。

こうしたことを受けて、平成23年10月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（以下「基本方針」という。）が策定され、早急に食と農林漁業の再生を図るため、政府一体となって5年間、競争力・体質強化、地域振興を集中展開することとなった。この中では、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった我が国の農林漁業の持ち味を生かすため、農林漁業の6次産業化・成長産業化を推進すること、観光、教育、社会福祉等との連携を通じて企業や消費者との絆を強化し、農山漁村地域が新たな価値を創造する場、高齢者が生活しやすい場となるように努めるべきことも強調されている。

これらは正に食ビジョンの推進を通じて実現が加速されるものである。

また、7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」においても、「農林漁業再生戦略」が、11の成長戦略の1つとして位置付けられている。

（4）このような状況を踏まえ、改めて各府省の大臣政務官が集まり、有識者委員の意見を参考にしつつ、食ビジョンを改訂し、取組を加速化していくこととした。

### 2. 加速化に向けた観点と取組方針

食ビジョンの取組は着実に実施されており、一部には画期的な取組が進んでいるが、全てのプロジェクトを見渡すと、緒に就いたばかりの段階のものもある。

このような認識に基づいて、我々は3つの視点として、①地域レベルでの実践

強化、②新しい価値の発見と見える化、③新たな絆やネットワークの構築による推進体制の強化、を基本的な軸とし、各プロジェクトの取組を下記3のとおり、加速化することとした。それぞれの視点ごとの留意点は以下のとおりである。

#### 視点① 地域レベルでの実践強化

プロジェクトの中には「地域イノベーション戦略推進地域」のように、単に各省レベルの連携にとどまらず、地域レベルの実践の取組が実際に進んできているものがある。このような取組を多くの地域に広げることにより、国民の多くが食ビジョンの取組を実感することができる。

このため、プロジェクト4を再編するなど各プロジェクトにおいて、地域レベルでの実践強化の取組を進める。

その際、「地域力」を活かす観点から、地域レベルの担い手の確保などの人材育成に努めること、地域づくりのために複数の事業が関係する場合には、募集・採択の時期について必要な調和を図るなど地域にとって使いやすい仕組みとすること、等に努めるものとする。

#### 視点② 新しい価値の発見と見える化

食ビジョンを推進する中で、日本食文化のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録の取組のように、「食」を新たな側面から発信したり、国民がその価値を再認識できる取組が生まれてきている。このような取組を、健康等他の分野においても進めることにより、消費者の理解を深め、生産者と消費者との距離を縮めることにつなげていく。

#### 視点③ 新たな絆やネットワークの構築による推進体制の強化

もともと食ビジョンの取組は、食の有する機能が多岐にわたることから、各府省の連携施策を中心に取組みがなされてきた。その結果、地域では様々な形での関係者へ連携が進みつつある。加えて、「基本方針」で定められた各種の施策の中には、多様な関係者がつながってはじめて、その効果が十分となる取組が見られる。このため、今後は、一層関係府省間の連携を進めるとともに、地域において、農協、森林組合、漁協と生協との連携や、企業、NPOや地域住民まで含めた多様な参加者による取組を広げ、ボトムアップで食に関する連携を提案できるようにしていく必要がある。更に、「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」における議論も踏まえ、本ビジョンを推進する上でも女性の視点や能力を生かしていくこととする。

上記の視点を踏まえた加速化に向けて、取組を具体化していくに当たっては、地域の声を十分聞き、地域に根ざしたものにすべきである。

食ビジョンの推進には、農林漁業を我が国にしっかり残し再生していくため、農林漁業の再生を図るための「基本方針」を5年間で着実に進め、食料自給率の向上をはじめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標の達成を目指して

いくことが大前提である。

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）」においては、被災地の農林水産業の復興について、「日本全国モデルとなるような取組を進め、東北を新たな食料供給基地として再生する」ことが定められている。食ビジョンを進める際も、この観点に十分留意して復興を進めていく。また、原発事故への対応については、食の安全と消費者の信頼確保に係る施策は食ビジョンの全てのプロジェクトの前提として実施していることも踏まえ、「基本方針」に沿って、引き続きあらゆる有効な手立てを検討し実施していく。

なお、具体的な取組の実施に当たっては、PDCAサイクルの徹底により、各プロジェクトの目標の検証を行い、その結果に基づいて必要な取組内容の見直し等を行っていくことが必要である。

### 3. 加速化に向けての取組

#### プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化

従来からの取組を着実に推進するほか、新たに以下のような取組を進める。

- (1) 「地域イノベーション戦略推進地域」について、その実践を強化するため、研究の構想段階から中央レベルで相互に連携してサポートできる体制を強化する。【文部科学省、農林水産省、経済産業省】
- (2) 6次産業化を実践する中で、得られた価値を保護・活用する仕組みを構築する。このため、「基本方針」にも明記されているとおり、地理的表示の保護制度の早期導入に向けた検討を進める。また、農産物の新品種の育成者権と商標権とをセットで活用するビジネスモデルを普及する。更に、地域農業者の「匠の技術」を一般農業者に普及するため、AI（アグリインフォマティクス）システムの開発・普及を進めるとともに、生産段階の情報が流通段階や消費段階でも流通・利活用可能となるような標準データ規格について検討する。【総務省、農林水産省、経済産業省】
- (3) 6次産業化を進めるためには、農林漁業と観光業、醸造業、化粧品産業、製菓業、教育ビジネス等広範な業界との連携が重要となる。このため、関係府省との推進体制を整備する。【財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

#### プロジェクト2 「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の展開

食ビジョン策定後、その考え方にに基づき、平成24年3月に日本食文化をユネスコ無形文化遺産代表一覧表に提案した。登録が実現し、国際的な日本食文化の発信につながれば、このプロジェクト全体にとっても画期的な推進力となりうる。このため、まずは、その登録実現に向けた国民運動を関係府省一体となって促進するとともに、これと相まって、料理人の表彰やクールジャパン等食ビジョンに定められた各種の施策を着実に推進する。特に、食文化を軸とした各種活動を地

域レベルで実践するための実務的なマニュアルを、平成24年度中に関係府省共同して作成し、関係府省のネットワークを通じて周知し活用を促進する。【内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### プロジェクト3 我が国農林水産物・食品の輸出促進による海外展開

食ビジョン策定後、平成23年3月に起きた原発事故等により、日本産農林水産物・食品の輸出は落ち込んだ。このため、平成23年11月に策定した「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて（農林水産物・食品輸出戦略検討会取りまとめ）」に基づき、主要輸出先国・地域への安全性に関する情報の発信や輸入規制緩和の強力な働きかけ等を政府一体となってい、輸出促進の取組を強化していく。この際、国産酒類の積極的な活用留意する。

加えて、新たに、食品関連企業の成長する新興国、特に「食」の親和性の高いアジア市場については、日本の食品産業の持つ独自のノウハウが輸出促進にもつながることから、これまでの海外展開施策に加え、製造・流通・外食等の業種間連携によるフードシステムとしての海外展開等を推進する。具体的には、中小企業経営力強化支援法等のスキームや公的金融機関による金融支援を活用するとともに、これらの取組をさらに進める潤滑油となるよう、海外展開事例等の情報収集、研修会やマッチング支援による体制強化等を検討する。【内閣官房、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等】

### プロジェクト4 「食」を活用した新たな価値創造による農山漁村コミュニティの再生・地域活性化（名称変更）

「基本方針」では、農山漁村を「新たな価値を創造する場、高齢者が生活しやすい場」とすることが求められており、これは正に本プロジェクトの目標と重なるものである。

本プロジェクトは、これまで都市と農村の「交流」を軸として進められてきたが、食ビジョンを地域レベルで実践していくためには、人々の暮らしや雇用などとも密接に関連をもった複層的かつ継続的な絆を構築していく必要がある。

このため、本プロジェクトを「『食』を活用した新たな価値創造による農山漁村コミュニティの再生・地域活性化」と改名し、以下の観点をベースとして、新たな仕組みを構築すべく、関係府省で今後検討を加えていく。

- ① 「交流」を軸とすることからレベルアップを図り、「食」の持つ多様な機能（健康、教育、観光等）を総合的に活用していく方策（例えば、学校が望む支援と地域・社会や産業界が提供できる支援をマッチングするための「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」を、農山漁村における職場体験等に関しても活用するなど）を検討する。
- ② 食の基盤を形成する地域資源を活用する際、産業おこしの観点だけでなく、同時にそれを地域の暮らし、子どもの発育や高齢者の生きがい対策等にも生かすという観点を新たに加え、空き家・廃校等の活用や買い物弱者対策等を含め総合的に検討

する。その際、地域の外から積極的に人を呼ぶことに留意する。

- ③ 複層的かつ継続的な観点を生かすため、地域を超えた各府省のネットワークと連結した仕組みとする。
- ④ 地域の特性を生かす観点から、平場農業地域、中山間地域、都市近郊地域といった地域ごとの特性に応じた対応策を考えていく。

また、これらの仕組みと併せて、農山漁村の活性化のための人材確保に向けた農林水産業その他の職業訓練と雇用対策との連携を推進する。【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

#### プロジェクト5 再生可能エネルギーの導入拡大

この分野では、東日本大震災及び原発事故の発生により、再生可能エネルギーなどの分散型エネルギーシステムへの転換が求められるという、食ビジョン策定時とは大きな状況の変化が生じている。特に、電力の固定価格買取制度の導入に伴い、農山漁村の地域資源の活用による再生可能エネルギーへの注目は高まっており、このような状況を生かして、食料生産との調和を図りつつ、より農業・農村に密着した再生可能エネルギーである小水力やバイオマス発電の活用を含め、いかにして農山漁村地域の主導により地域の活性化につなげていく仕組みが構築できるかが大きな課題となっている。このため、以下のような新たな絆やネットワークの構築による推進体制の強化を図る。

- (1) 単にバイオマスエネルギーを地域で総合的に活用するという従来のバイオマスタウン構想を発展させ、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と、太陽光、小水力等を組み合わせた地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】
- (2) 現在、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が国会に提出されているが、成立後は本法案のスキームを活用しようとする市町村をサポートする体制が重要であることから、関係する各省の地方支分部局が連携した体制を整備する。また、全国5か所程度において、地域で利用するエネルギー源としての再生可能エネルギーの導入に向けて、地域が主体となって課題の抽出・整理、克服方法の検討等を実施し、これを踏まえた施設の導入・運用を通じて得られた結果を取りまとめて公表することで、全国での自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を促進する。【農林水産省、経済産業省、環境省】

#### プロジェクト6 農林水産分野の有する環境保全機能を支える仕組みの構築

従来からの取組を着実に実施するほか、新たな絆やネットワークの構築による推進体制を強化する観点から、一般的な環境保全について取り組んできた、経済界やN G O等から成る「国連生物多様性の10年日本委員会」の枠組み等を活用し、環

境保全に資する農林漁業活動に取り組む者と民間企業等との連携の場づくりを推進する。また、温室効果ガス排出削減・吸収に係る新クレジット制度への移行を契機に、農林漁業者の参画がより促進されるような取組を推進する。【農林水産省、経済産業省、環境省】

加えて、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、関係府省が連携して木材利用を促進し、木材の利用の確保等を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、環境保全につなげていく気運が高まった。このため、関係府省が「公共建築物における木材の利用のための計画」を策定したところであり、今後は地域において公共建築物等における木材利用や、各府省の補助事業等で整備される施設の木造化・内装等の木質化等を促す。

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

#### プロジェクト7 医療、介護、福祉等を含む健康と食、農の連携（名称変更）

食ビジョンが目指す健康・長寿社会を構築するためには、医療、介護等にかかる以前に、健康な状態を維持していくことが重要であり、食の貢献できる分野もそこに大きな可能性がある。検討本部の有識者の意見でも、野菜等に含まれるミネラルやビタミンの重要性が指摘されたり、中国でも生活習慣病に対処するため「食養生」が勧められている例が報告されたところである。このため、プロジェクトの名称を「医療、介護、福祉等を含む健康と食、農の連携」と改名し、従来からの取組を着実に実施するほか、新たに以下のような取組を進める。

- （1）食の健康に関する新たな価値を見いだすため、引き続き農林水産物・食品成分の疾病予防機能の科学的エビデンスの獲得手法等の研究を推進するとともに、本年度からは、医療関係者と連携しその普及に向けた方策を検討する。

【農林水産省】

- （2）市民農園等を利用した農作業は、習慣化しやすい身体活動の1つとして健康増進につながる可能性がある。そのため、そのエビデンスの取得方法等について、関係府省が連携して検討し、有用とするエビデンスが得られた場合には、国民への周知を図り、理解を促進する。【厚生労働省、農林水産省】
- （3）医薬品原料となる生薬の国内生産の振興に資する情報を集約して生産現場に提供していくため、厚生労働省、農林水産省、関係業界団体・企業による情報交換の場を設ける。【厚生労働省、農林水産省】

#### プロジェクト8 全ての世代、様々な立場の人々が参加する「生涯食育社会」の構築

食ビジョンの提言を受け、平成23年3月に決定された第2次食育推進基本計画には「生涯食育社会」が位置付けられた。また、この構築に関し検討本部では、学校において「給食の時間」や「総合的な学習の時間」を活用して食育の取組を進めている例が紹介された。これらを踏まえ、政府一体となって推進・具体化していく観点から、特に以下の取組を実施していく。

- （1）食育ガイド（平成24年5月策定）について、その普及を推進する。また、

次期国民健康づくり運動プランが策定されたことを受け、食生活指針（平成12年3月 文部省、厚生省、農林水産省決定）の改正のための検討を開始する。それに加え、国民の行動変容につながる支援のあり方に関する議論を開始する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

（2）平成23年12月に設立された「産業連携ネットワーク」等を活用して、新たな絆やネットワークの構築の観点から、企業の社員研修を農村で行うことや、CSR活動・福利厚生等の一環として、農業体験等を取り入れることについての働きかけを実施するとともに、農業体験の受入体制の整備等を推進する。【農林水産省、経済産業省】

（3）食品ロス削減について、従来から家庭を中心に取組まれてきているが、食品リサイクル法に基づく「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」の設定を契機に、新たな絆やネットワークの構築の観点から、食品ロス削減について国民に啓発普及するとともに、企業やNPO等も巻き込みフードバンク活動等を推進する。【内閣府、消費者庁、農林水産省、環境省】

#### プロジェクト9 「食」に関する将来ビジョンの実現に向けた国民運動の展開

プロジェクト2に掲げるとおり、日本食文化のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録の実現に向けた国民運動を新たに進める。従来の食ビジョンの実現に向けた各種の連携に、食と健康等の連携のより系統立った推進の観点から内閣府の「食育推進」や厚生労働省の「嚙ミング30（サンマル）運動」を、東北地域における食と観光の連携の推進の観点から観光庁の「東北観光博」を、それぞれ加え、相互連携の取組を強化する。【内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

#### プロジェクト10 総合的な食料安全保障の確立

東日本大震災は、このプロジェクトの再構築の必要性を迫ることとなった。このため、引き続き食ビジョンに掲げる個別の不安要因に対する分析等を着実に実施するほか、今回の震災・原発事故の教訓を将来に生かし、局地的・短期的な緊急事態に対応できるようにする観点から、緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合を設置し、食料安全保障マニュアルを見直す。その際、食料供給に支障が生じた地域における健康・栄養状態に配慮する具体的な方策を含め検討する。また引き続き、関係府省会合においては、マニュアルの実効性の検証を含め、フォローアップを行う。【内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省等】

加えて、東北地方をモデルケースとして、食品関係事業者、物流事業者、地方公共団体、国（農林水産省、国土交通省）等から構成される協議会を開催する。これを踏まえ、被災地等に対する他地域からのバックアップ体制の在り方の検討等、災害に強い食品のサプライチェーン構築に向けた取組を進める。【農林水産省、国土交通省】